

平成25年度上半期 風評被害対策パッケージフォローアップ予算事業一覧

参考

番号	事業名	所管省庁
I. 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化		
1. 被災地域産品の放射性物質検査の実施		
1	食品中の放射性物質の検査にかかる設備補助	厚生労働省
2	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省
3	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	農林水産省
4	地方消費者行政活性化事業(復興特会分)	消費者庁
5	食品中の放射性物質対策	厚生労働省
6	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	農林水産省
7	水産業共同利用施設復旧支援事業	農林水産省
8	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業	文部科学省
9	放射線量測定指導・助言事業	経済産業省
2. 空間線量等の環境放射線量の把握と公表		
10	環境放射線測定等の充実	原子力規制庁
11	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費	原子力規制庁
12	環境モニタリング調査	環境省
追加	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた対応	原子力規制庁
3. 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化		
13	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	厚生労働省
14	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	消費者庁
15	リスクコミュニケーション実施経費	内閣府
16	地方消費者行政活性化事業(一般会計分)	消費者庁
17	福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化	環境省
18	放射線による健康影響等に関する資料作成及び保健医療関係者等に対する研修会の講師育成事業	環境省
19	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラムの開発	環境省
20	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	文部科学省
21	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費	文部科学省
22	新教育課程説明会等	文部科学省
23	原子力教育支援事業委託費	文部科学省
24	学校教育における放射線に関する教育の支援	文部科学省
25	政府広報の実施	内閣府
26	東京電力福島原子力発電所事故に関する被災者からの個別相談窓口事業	原子力規制庁
II. 風評被害を受けた産業への支援		
1. 被災地産品等の販路拡大、新商品開発等		
27	福島産農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省
28	農産物等消費応援事業	農林水産省
29	復興に向けた木の暮らし創出支援事業	農林水産省
30	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金	経済産業省
31	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業	経済産業省
32	特用林産物生産継続体制支援事業	農林水産省
33	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	農林水産省
34	先端農業産業化システム実証事業	経済産業省
35	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省
36	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	外務省
2. 国内外から被災地への誘客促進プロモーション等		
37	福島県における観光関連復興支援事業	国土交通省
38	東北地域観光復興対策事業	国土交通省
39	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省
40	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	外務省
41	外国報道関係者招聘事業	外務省
42	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	外務省
43	啓発派遣事業	外務省
44	在外公館文化事業	外務省
45	三陸復興国立公園再編成等推進事業	環境省

平成25年度上半期 風評被害対策パッケージフォローアップ予算事業表

番号	事業名	事業概要	平成25年度上期取組状況	平成25年度下期取組予定
I. 放射性物質の確実な把握とコミュニケーションの強化				
1. 被災地域産品の放射性物質検査の実施				
1	食品中の放射性物質の検査にかかる設備補助 (厚生労働省)	食品中の放射性物質について、各自治体が検査を実施するために必要な機器に対する補助を行う。	○上期においては、ゲルマニウム半導体検出器2台、スクリーニング検査機器1台の導入費用の補助を行った。 (平成24年度は、ゲルマニウム半導体検出器10台、スクリーニング検査機器8台。)	○補助対象自治体に対して機器整備補助の要望調査を実施。その結果を踏まえ、整備を検討中の自治体に対しては当該補助制度についての情報提供を十分に行い自治体の検査体制整備を支援する。
2	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 (農林水産省)	都道府県等が放射性物質による農畜産物等への影響の検証を行うために必要な検査機器の整備・調査分析経費の支援、国が定めた検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査への契約検査機関を活用した支援等を実施する。	○9道県において放射性物質による農畜産物等への影響の検証を行うために必要な調査を実施中。 ○検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査について、依頼に応じて契約検査機関を活用した支援を実施中。 ※1. 25年度上期実績(検査機器導入台数:0台、ガイドラインに基づく検査への支援件数:約7千4百件) ※2. これまでに約150台の検査機器導入等による放射性物質の影響の検証や約3万件の検査への支援を実施しており、国産農畜産物等の安全を確保している。	○引き続き、関係自治体に対して本事業の活用について働きかけ、地域における放射性物質低減のための取組を支援する。 ○検査点数が増加する秋の収穫期においても、自治体が円滑に検査を実施出来るよう、契約検査機関を活用し支援する。
3	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業 (農林水産省)	畜産物に係る消費者の一層の信頼の確保を図るため、地域全体で飼料・水等に係る放射性物質のモニタリング体制の構築を図る産地において、研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備等を支援する。	○公募により、畜産経営支援協議会を事業実施主体として決定し、同協議会において各取組の具体化に向けた検討・調整を実施。	○畜産物を対象とする放射性セシウムの危機管理ガイドラインの作成、普及。 ○消費者理解の醸成のためのシンポジウムの開催。 ○産地指導者の養成のための現地研修会の開催。
4	地方消費者行政活性化事業 (復興特会分) (消費者庁)	被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、4県からの申請に基づき、各県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を増額するための資金を交付	○当該地域で消費者が安全で安心な消費生活を実現するため、被災4県からの申請に基づいて交付を行った。 ＜地方公共団体の主な取組＞ ・仮設住宅における無料弁護士相談会を25回(168人)実施(岩手県陸前高田市) ・食と放射能に関するリスクコミュニケーションを22回開催(福島県) ・震災による農産物等の風評の払拭のため、5月に首都圏量販店において茨城フェアを開催(茨城県) ※検査体制整備のため、福島県内48市町村に対して各1名を確保。	○＜地方公共団体の主な取組＞ ・仮設住宅における無料弁護士法律相談会を25回実施(岩手県陸前高田市) ・専門家派遣事業を2回開催(仙台市) ・食と放射能に関するリスクコミュニケーションを45回開催(福島県) ・震災による農産物等の風評の払拭を図るため、11月に県内農産物等の収穫祭を開催(茨城県)
5	食品中の放射性物質対策 (厚生労働省)	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国における流通段階での買上調査等を実施する。	①市場で流通する食品を購入し、通常の食事の形態に従った簡単な調理をして放射性セシウムを精密に測定した(マーケットバスケット調査:全国15地点、14食品群)。平成25年6月に、平成24年秋採取分についての調査結果を公表済(実際の線量は0.0009~0.0057mSv/yであり、福島県を含む全国どの地点でも、基準値の設定根拠となった線量上限1mSv/yよりも十分小さい)。 ②流通段階の食品を買い上げ、抜き打ちで490検体の放射性物質検査を行った。99.6%が基準値以内。(平成25年8月現在)	①放射性物質による食品の汚染状況などの経年変化を把握し、基準値施行後の内部被ばく線量が十分に低くなっていることを確認するため、引き続き調査を実施する(マーケットバスケット調査:全国15地点、14食品群)。 ②引き続き、流通段階での買上調査を実施する。

6	放射性物質影響調査推進事業 (水産物) (農林水産省)	水産物への消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を継続的に実施するとともに、検査結果の正確な情報を提供する。	<p>○原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、関係都道府県や業界団体と連携して、放射性物質の調査を実施し、調査結果を水産庁ホームページで随時公表した。</p> <p>① 公表数 12,849検体(10月31日現在) ② 公表URL http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanyou/kekka.html</p> <p>○モニタリングの結果、基準値に近い値や超過が認められた場合には、関係地方自治体や漁業者による出荷自粛を行うほか、基準値超過が地域的な広がりをもって認められた場合には、国による出荷制限などを行っており、基準値を超える水産物が市場に流通しないよう措置している。</p>	○引き続き、当該事業において、関係都道府県や業界団体と連携して放射性物質の調査を実施し、消費者等に対して正確でわかりやすい情報提供を図るとともに、基準値を超える水産物が市場に流通しないよう支援する。
7	水産業共同利用施設復旧支援事業 (農林水産省)	被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等)の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・復興に必要な不可欠な機器及び放射能測定器等の整備に要する経費を支援する。	<p>○放射能測定器(簡易測定機器)導入費用について、以下のとおり交付決定済み。</p> <p>数量:1台 実施主体:中之作漁業協同組合 設置場所:中之作地方卸売市場</p> <p>○平成25年9月までに青森県、岩手県、宮城県、福島県で合計13台、水産業共同利用施設において放射能測定機器の導入支援を行い、安全な水産物を安定的に共有する体制を整備している。</p>	○10月以降に再度被災道県からの要望をとりまとめ、必要に応じて放射能測定器の導入費用を支援する。
8	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業 (文部科学省)	食品については、出荷段階で検査が行われていることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安全・安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を継続して実施し、結果を公表する。	<p>○11県教育委員会※を対象として公募を行い、10県で当該事業を実施。 ※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県の各県教育委員会</p> <p>○福島県教育委員会においては、各市町村ごとに1か所程度を選定し、その他の教育委員会においては、1県につき、2か所程度を選定し、自治体の状況等に応じて実施。</p> <p>※なお、平成23年度第3次補正予算において、16都県に対し、学校給食用食材の事前検査機器の整備費用を補助し、自治体が行う検査を支援。 福島県は、これに加えて、福島県原子力被害応急対策基金により、県内の希望する学校給食調理場に必要検査機器の整備に要する経費を措置。</p>	○当該事業を実施している県について、一食全体の提供後の検査等を引き続き実施する。
9	放射線量測定指導・助言事業 (経済産業省)	工業製品等の風評被害への対策として、民間事業者等に工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言を行う専門家チームを派遣する。	<p>○福島県を中心とした企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事務所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行った。</p> <p>○平成25年度予算成立後、9月末までに、民間事業者の依頼により、222件の測定を実施。9月に行った利用者等に対するアンケートでは、放射線量測定が風評被害への対応に有効だったと7割弱が回答しており、工業製品等の風評被害の低減に寄与している。</p>	○上期に引き続き、福島県を中心とした企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事務所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行う。

2. 空間線量等の環境放射線量の把握と公表				
10	環境放射線測定等の充実 (原子力規制庁)	原子力発電所周辺地域の早期環境回復、子供の健康や国民の安全・安心に応えるため、平成23年度第一次及び第二次補正予算等において福島県を中心に整備したリアルタイム放射線監視システム及び可搬型モニタリングポストの維持・管理等、環境放射線測定等を着実に実施する。	<p>○リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポスト計約3300台の維持管理及び運用等を実施し、空間線量率等の正確な測定及び迅速な公表に努めた。</p> <p>〈参考〉 リアルタイム線量測定システム(福島県内)・・・2700台 可搬型モニタリングポスト(福島県内及び隣接県)・・・595台</p>	○引き続き、可搬型モニタリングポスト等の維持管理を実施し、正確及び迅速な公表に努める。
11	避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費 (原子力規制庁)	避難指示区域等の見直しに伴い、今後帰還が本格化する地域において、住民の安心を確保するため、避難指示区域等に空間線量率をリアルタイムで測定するシステム及び可搬型モニタリングポストを学校等の主要施設に設置する。	<p>○設置対象となる市町村の要望を踏まえて、リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの設置場所を確定。</p> <p>〈参考〉 設置予定箇所数 リアルタイム線量測定システム・・・336台 可搬型モニタリングポスト・・・33台</p>	○リアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストを設置し、設置された箇所の空間線量率をリアルタイムでHP上に公開予定
12	環境モニタリング調査 (環境省)	水環境における放射性物質等の被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供する必要があることから環境モニタリング調査を実施する。	<p>(公共用水域) ○福島県及び近隣1都7県の約600地点において調査を実施。1～6ヶ月に1回の頻度で結果について随時Webサイトで公表。</p> <p>(地下水) ○福島県及び近隣6県の約370地点において調査を実施(福島県2回、その他の県1回)。</p> <p>(海洋環境) ○25年度中に実施するモニタリング調査内容(東日本大震災に伴う津波等被害地域における海洋の汚染状況のモニタリング等)の検討を行った。</p>	○上期同様に下期においても定期的にモニタリングを実施し、結果について随時Webサイトで公表。
追加	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた対応 (原子力規制庁)	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、関係機関が実施している海洋モニタリング結果を一元的にとりまとめ、公表を行うとともに、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施する。また、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEAとの連携を深化。	<p>○従前より、関係機関において東京電力福島第一原子力発電所の沿岸・沖合において海洋モニタリングを実施。</p> <p>○モニタリング関係機関が実施している海洋モニタリング結果を取りまとめ、原子力規制委員会による評価・解析結果と併せて、毎週一元的に公表。</p> <p>○モニタリング関係機関が実施している海洋モニタリング結果を取りまとめ、IAEAへの提供や在外公館等を通じて国際社会へ情報発信を毎週一元的に実施。</p>	<p>○引き続き、海洋モニタリングを実施すると共に、結果を取りまとめ、国内外に対して一元的に公表する。</p> <p>○海洋モニタリングについてのIAEAとの協力。</p>
3. 正確で分かりやすい情報提供等コミュニケーションの強化				
13	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (厚生労働省)	食品中の放射性物質対策に関する意見交換会を開催するとともに、ホームページ等の媒体を活用して積極的に情報提供を行うなど、リスクコミュニケーションの充実に努める。	<p>○厚生労働省のホームページにおいて、食品中の基準値の概要資料、Q&A、試験法や検査計画に関するガイドライン、出荷制限設定及び解除等の情報を随時掲載。また、食品中の放射性物質に関する地方自治体の検査結果の報告を受け、とりまとめた上で全て公表。</p> <p>○上記の情報については英語での情報発信も実施。</p> <p>○関係省庁及び地方自治体と連携して、食品中の放射性物質対策に関する説明会を全国で開催し、食品中の放射性物質の対策及び現状について説明。ポスター・リーフレットの配布も実施。(上期3回開催) ※説明会の参加者アンケートでは、理解できたとする人が8割以上。</p>	<p>○引き続き、自治体での検査結果の速やかな公表と、情報の更新を随時行い、わかりやすい情報発信に努める。</p> <p>○現在のニーズに合った内容の構成と意見を表明しやすい説明会の実施を検討する。(下期5回開催予定)</p> <p>○地方自治体での説明会への担当者の派遣を継続する。</p>

14	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション (消費者庁)	食品と放射能に関する消費者の理解を広げるために、リスクコミュニケーションを全国各地(うち、復興特別会計計上分は、被災4県で実施)で強力に展開する。新規事業として、栄養士、相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象に、リスクコミュニケーションの推進者を養成するための研修会を開催する。また、引き続き、各省連携シンポジウムや、地域の消費者団体との連携による開催に加え、特に子育て世代の参加が容易となるような形でのリスクコミュニケーションの実施に取り組む。	<p>○食品中の放射性物質に関する正確な情報提供により消費者が食品の安全性についての知識を獲得し、理解を深め、消費行動に結びつくよう、関係府省庁、地方自治体等と連携し、リスクコミュニケーションを44回(うち関係府省連携で3回、福島県庁及び県内市町村等との連携で26回、地方自治体等が開催する講演会等への協力で15回)開催した。</p> <p>○より地域に根ざした活動として、地域に応じたきめ細やかな情報提供に資する説明会等を6回開催した。(平成25年度中、参加者目標2000名。9月末現在参加者約200名。)</p> <p>○平成23年度からの重点的な取組により、これまでに全国で264回(うち23年度は45回、24年度は175回、25年度は44回)のリスクコミュニケーションを開催した。</p>	<p>○関係府省(食品安全委員会・厚労省・農水省)と連携した意見交換会を5回開催。(平成25年度中に全8回開催予定。)</p> <p>○その他、地方自治体、消費者団体等との連携、福島県庁及び県内市町村と連携したリスクコミュニケーションを随時開催していく予定。(平成25年度中に90回程度開催予定。)</p> <p>○地方自治体、対象団体等と連携し、地域に応じたきめ細やかな情報提供に資する説明会等を44回程度開催予定。(平成25年度中に25箇所50回程度開催。うち一般会計で36回、特別会計で14回)</p>
15	リスクコミュニケーション実施経費 (内閣府)	国民全般を対象として、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価(リスク評価)についてのリスクコミュニケーションを実施する。	<p>○リスク評価に関するリスクコミュニケーション、地域の指導者を対象としたフォーラム、消費者団体との意見交換会等を実施。</p> <p>○うち、放射性物質に関するリスク評価についてのリスクコミュニケーションは、関係省庁等と連携し計3回実施。その際、リーフレット「食べものと放射性物質のはなし」を配布。</p> <p>○この他に、地域が主催する放射性物質に関するリスクコミュニケーションに計2回担当者を派遣。</p>	<p>○リスク評価に関するリスクコミュニケーション、地域の指導者を対象としたフォーラム、消費者団体との意見交換会、食品安全に関する資料の作成等実施予定。</p> <p>○うち、放射性物質に関するリスク評価についてのリスクコミュニケーションは計5回実施予定(リーフレットも配布予定)。</p> <p>○この他に、地域が主催する放射性物質に関するリスクコミュニケーション等へ、要請に応じて担当者を派遣。</p>
16	地方消費者行政活性化事業 (一般会計分) (消費者庁)	「基金」の仕組みを活用し、国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施。国から提案する政策テーマとしては、風評被害の防止、消費者と事業者との協働支援、消費者教育の展開、悪質事業者の撃退、適格消費者団体設立の促進などを想定。	<p>○「風評被害の防止」のメニューに、18自治体、221,551千円の交付を行った。</p> <p>○交付自治体(都道府県):岩手県、宮城県、福島県、栃木県、富山県、大分県</p> <p>○ “ ”(市区町村):福島市、郡山市、喜多方市、会津坂下町、いわき市、西会津町、矢吹町、白河市、北塩原村、相馬市、葛飾区、播磨町</p> <p>○取組事例:消費者と生産者等の理解・交流促進事業(8~9月福島県)、被災地産品フェア(7月~郡山市)、三陸・大船渡東京タワーさんままつり(9月岩手県)</p>	<p>○引き続き、交付申請を受け付け、適正な交付を行う(4次申請を受付)</p> <p>○取組事例:ふりかけグランプリ(10月福島県)、オーガニックフェスタ(11月福島県)、中野区との「里・まち」連携消費者等モニターツアー(11月喜多方市)、アンテナショップ開設(10月~会津坂下町、西会津町、白河市)、元気なとちぎの消費生活市(10月栃木県)、商店街で被災地の特産品販売イベント(全10回、葛飾区)等</p>
17	福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化 (環境省)	福島県が放射線に関する医療の拠点として整備を進める福島県立医科大学に開設する「放射線影響に関する心のケア講座(仮称)」に支援を行い、心のケアに関する人材育成、調査研究を通じ、放射線に対する不安の解消を図る。	<p>○平成29年度までの5年間の事業としており、下期からの講座の開設のため福島県に交付金の交付決定を行った。</p> <p>○平成25年度上期においては、主任教授の公募を実施し、推薦を受けた候補者の選考を行って主任教授を決定した。</p> <p>○下期からの講座開設のための準備として、「こころの健康度調査」の事前準備(質問用紙作成、面接調査の対象者選定など)を行った。</p>	<p>○10月1日に講座を開設したところであり、今後、質問紙調査、面接調査の実施、電話等での相談・支援、市町村との連携による相談支援、情報提供等を実施していく。</p> <p>質問紙調査:1月から避難区域等の住民を対象に実施予定 面接調査:10月~12月において避難区域等の住民50名程度に対して実施予定</p>
18	放射線による健康影響等に関する資料作成及び保健医療関係者等に対する研修会の講師育成事業 (環境省)	放射性物質の放出状況や環境モニタリング結果、実際の被ばく線量、防護対策等について、一元的で分かりやすい統一した基礎資料の作成及び国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会の講師を育成する。	<p>○統一した基礎資料を8月末に環境省Webサイトにおいて公表した。また今後の改訂の際の参考にするため、基礎資料についての意見の受付を行っている。</p> <p>○統一した基礎資料の改訂及び住民の相談に適切に対応できる人材を育成するための講師の育成研修について、平成25年度委託事業を9月から開始した。</p>	<p>○統一した基礎資料については、公開した資料についての意見等も踏まえて、平成25年度委託事業において設置した委員会の監修のもと、改訂を行い、年度内にWebサイトのアップデートを実施する。</p> <p>○昨年度と同様に講師育成のための研修を実施(20人×3回)。さらに、昨年度事業受講者を対象としたフォローアップ研修(約10人×1回)、講義開催支援(約1人×3回)を実施。</p>

19	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラムの開発(環境省)	国民からの多岐にわたる相談に適切に対応できる人材の育成が必要であり、国民からの放射線の健康影響に関する相談に適切に対応できる人材育成等を行うため、保健医療従事者、学校関係者等に対する研修会の実施や住民参加型プログラムの開発、各種の研修資料を作成を行う。	○人材育成研修及び住民参加型集会等の実施計画を策定した。上期は人材育成研修を計7回実施し、合計421名が受講した。 ・福島県 基礎研修: 第1回 180名、第2回 322名、第3回 188名 ・福島県 応用研修: 第1回 10名 ・近隣県 人材育成研修: 栃木第1回 16名、第2回 15名、千葉第1回 35名	○上期に引き続き以下の各種研修・セミナー等を実施する。 ①福島県の保健福祉医療関係者、教育関係者等に対する研修会(計11回)、②アドバイザーによる意見交換会(計3回)、③住民参加型集会(計20回)、④福島市内住民セミナー(計4回)、⑤リスクコミュニケーションに係る拠点の設置(1ヶ所)、⑥福島県立医科大学のリスクコミュニケーション事業に係る支援、⑦福島県外における保健医療福祉関係者、教育関係者等に対する研修会(近隣6県×各2回 計12回)、⑧福島県外住民に対するセミナー(4市×各1回 計4回)
20	独立行政法人放射線医学総合研究所運営費(文部科学省)	放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行うことのできる人材(主に福島を対象とする保健師や医療関係者、教員等)の育成等を実施。また、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために電話相談を実施する。	○放射線に関する正しい知識の普及等を目的として、保健師等医療関係者、教員等を対象に3件(受講者数155名)の研修を実施。 ○福島第一原発周辺住民における長期被ばくの影響とその低減化に関する研究や、福島第一原発事故に伴う復旧作業員等の健康に関する追跡調査を実施中。これら科学的な検討に加え、放射線被ばくに関する疑問に応えるため、被災地を中心として放射線防護や被ばく医療の専門家を派遣しこれまでに延べ700件(内25年度上半期 29件)を超える講演等を実施。 ○平成24年度に引き続き、放射線による健康不安に関する問い合わせに対応するため、放射線被ばくの健康相談窓口において電話相談を実施。	○上半期に引き続き、保健師や医療関係者、教員等を対象した研修を実施する予定である。 ○放医研が蓄積してきた知見をもとに、今後も自治体や関係機関からの要請等を踏まえながら、講演等を通して情報を提供することで、放射線に関する理解醸成に努める。 ○電話相談については、相談内容の変化に応じた対応に努め、引き続き放射線被ばくに関する健康相談を実施する。
21	独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費(文部科学省)	福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施する。	○福島県内の小中学校、保育園、幼稚園の保護者、教職員等からの要請に応じ、「放射線に関するご質問に答える会」を以下のとおり開催した。 学校関係: 4回 参加者: 約350名(平成25年7月末現在) ※平成24年度までの実績は220回(参加者のべ17,286人)	○参加者のニーズを的確に把握し、より丁寧に答えられるよう、説明方法などの改善に努める。
22	新教育課程説明会等(文部科学省)	① 理数教育の充実を行い、「放射線の性質と利用」が新たに盛り込まれた新しい中学校学習指導要領(平成20年告示)を平成24年度から全面实施した。 ② ①の円滑な実施のため、引き続き、各都道府県等教育委員会の指導主事等を対象にした会議等において、新たに盛り込まれた「放射線の性質と利用」も取り上げ、内容の説明、周知を図る。	○7月に行われた小学校及び中学校各教科等担当指導主事等連絡協議会、高等学校各教科等担当指導主事等連絡協議会において、新学習指導要領の趣旨の実現を目指し、教育課程の編成及び実施上の諸問題等に関する説明を行う中で、放射線に関する教育についても周知を図った。	○11月にも同様に協議会が実施予定であるため、引き続き周知を図る。
23	原子力教育支援事業委託費(文部科学省)	原子力に関する教育の取組の充実を図るため、各地域等が行う学校教育の場などにおける原子力に関する知識の習得、思考力・判断力の育成のための取組への支援を実施する。(簡易放射線測定器の貸出)	○教育職員等、児童生徒及び学校等を対象として、放射線等に関する教育の取組に利用するための簡易放射線測定器の貸出しを行うとともに、利用者からの測定器の利用に関する疑問点等への相談対応等を行った。 ※平成25年8月末現在の貸出し台数は約延べ1.4万台 ○本事業における測定器の利用の促進を図るため、都道府県・市区町村教育委員会等に対しDM等による事業の周知を行った。	○上期同様の活動を継続して実施し、学校教育の場における放射線等に関する知識の習得等のための取組への支援を行う。
24	学校教育における放射線に関する教育の支援(文部科学省)	放射線に関する教材の検討や作成・配布等、放射線に関する教育のための教員等への支援(教職員等を対象とした研修、出前授業の実施等)	○放射線に関する教材の検討や作成・配布については年度内に実施すべく準備を進めている。 ○放射線に関する教育のための教員等への支援として、教職員等を対象とした研修を13件、児童生徒等を対象とした出前授業を11件行った。	○放射線に関する教材の検討や作成・配布に係る事業を実施する。 ○放射線に関する教育のための教員等への支援として、教職員を対象とした研修及び児童生徒を対象とした出前授業を引き続き実施する。

25	政府広報の実施 (内閣府)	<p>政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。</p> <p>関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。</p>	<p>○政府広報の主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月25日に、政府インターネットテレビに、食品中の放射性物質の低減対策や米の検査の取組等に関する動画を掲載。 ・9月23日から9月29日に、全国70紙に風評被害の払拭に関する新聞広告を掲載。 ・7月から被災地向け広報としてテレビ及びラジオ番組を実施し、風評被害の払拭を含む被災者の方々の復興に向けた取組を放送。 (これらの番組はキャンペーンサイトにアーカイブ化し、オンデマンドで情報を発信。) 	<p>○引き続き、関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。</p>
26	東京電力福島原子力発電所事故に関する被災者からの個別相談窓口事業 (原子力規制庁)	<p>福島県内にコールセンターを設置し、原子力災害や放射線等に関する正しい知識を提供することで、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図る。</p>	<p>○9月末時点までで1,800件以上の問い合わせや相談(放射線測定値の確認、日常生活上あるいは長期的な放射線の健康影響、福島原発の今後の対応、風評被害に対する県・国等の対応等)について対応してきた。</p>	<p>○上期に続き、日々の被災住民の方のご意見、ご相談等への対応を行う。 (年末年始6日間を除く、平日8:30~20:00、土日祝日8:30~18:00)</p>

番号	事業名	事業概要	平成25年度上期取組状況	平成25年度下期取組予定
Ⅱ. 風評被害を受けた産業への支援				
1. 被災地産品等の販路拡大、新商品開発等				
27	福島産農産物等戦略的情報発信事業 (農林水産省)	福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復するための取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディア関係者、学識経験者、生産者団体等で構成された、戦略的かつ効果的な情報発信のあり方を検討する協議会を開催 ○ 春から夏に出荷されたキュウリ等の野菜や桃等をテーマに、以下の活動等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMや電車内映像・中吊りなどの交通広告、WEB等の各種マスメディアを活用したPR活動 ・メディア関係者向けのセミナーや産地ツアー ・全国へのキャラバン隊の派遣や首都圏でのPR活動 ○ 福島県内の民間団体や市町村による独自のPR活動への支援を実施 	○秋以降に出荷最盛期を迎える米、梨、あんぼ柿等をテーマに、引き続き、様々なPR活動を実施予定。
28	農産物等消費応援事業 (農林水産省)	「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物の消費拡大を促すための情報発信や官民の連携による民間事業者の被災地応援フェアの開催促進を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、雑誌、ラジオにおいて、東北産食品の魅力とその生産者の姿を伝える広報を実施するとともに、東北応援フェアを行う民間企業の取組を発信。 ○東北各県の美味しいものをまとめた小冊子を作成。(東北各県のサービスエリア・道の駅、首都圏のアンテナショップ等において配布予定。) ○民間企業が開催する被災地及び周辺地域産農林水産物等の販売促進フェアを開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、雑誌、ラジオ、テレビ番組を活用した広報を実施。 ○本事業に賛同する民間企業の拡大を図るとともに、民間企業が行う被災地及び周辺地域産の農林水産物等の消費拡大フェアの開催を促進。
29	復興に向けた木の暮らし創出支援事業 (農林水産省)	地域材の利用を促進し、風評被害対策や被災地域の林業・木材産業の復興を図るために、地域材を活用した木造復興住宅等の普及の取組を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○公募による選定を経て7月から事業を実施。風評被害対策としては、各種広報活動を行うとともに、これまでに避難者を対象とした住宅再建に向けた相談会を福島県内一箇所(会津若松市)で開催し、被災した住宅の再建(新築・増改築リフォーム)、不動産情報(借家・売家・土地等)、資金計画といった住まいに関する情報提供と住宅相談を実施した。この取組の中で、風評被害対策として福島県で生産された木材(県産材)は放射線量の自主検査が行われていること等の情報を提供した。 	○福島市(11月)、いわき市(12月)、郡山市(3月)においても同様の取組を開催する予定。
30	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金 (経済産業省)	伝統的工芸品産業の復興に関する法律(伝産法)により指定を受けた伝統的工芸品の製造事業者に対し、倒壊した設備の支援等、生産基盤の確立・強化を行うとともに、風評被害を受けている事業者に対し、需要開拓事業などを通じ、伝統的工芸品産業の復興支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○避難地域における生産設備導入について、大堀相馬焼(福島県)の6事業者、及び雄勝硯生産販売協同組合(宮城県)に対し、その導入費用を補助。 ○被災産地における需要開拓等事業(13件)に係る費用の一部を補助。 	<ul style="list-style-type: none"> ○採択された7件の設備導入及び13件の需要開拓事業について、支援を行う。 ○採択案件の執行管理に加え、被災産地への聞き取り調査を通じ、設備導入等へのニーズ把握を行う。
31	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業 (経済産業省)	被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興・振興等を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発等)を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年3月18日から4月11日の期間をもって公募を実施し、外部有識者による厳正なる審査を行った結果、6月3日に14件を交付先として採択。 ○6月以降に交付決定を行い、現在は事業を実施しているところ。 ○平成25年度に14件の事業を支援しており、累計で34件の事業を支援している。平成23年度3次補正予算(3.0億円)により支援した20件の事業において、商談成約件数:235件、商談成約金額:6.9億円の成果が上がった。 	○各事業において実施する販路開拓支援が適切に実施され、所定の成果を出せるよう、進捗状況の把握に努める。

32	特用林産物生産継続体制支援事業 (農林水産省)	特用林産物の安全性の普及活動等を行い、消費者の理解向上を通じた消費拡大を図る	○8月29日に企画・検討委員会を開催し、安全な特用林産物の販売促進・被災地産品の利用促進に関する問題点の抽出や解決策等の検討を行うとともに、今後の実施スケジュールを策定した。	○被災地産品の販売促進のためのイベントや講習会等の開催 (11月、農林水産祭へ出展) ○学校給食等への利用を促進するため出前講座等を実施 (10月15日・1月頃、都内小学校)
33	食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (農林水産省)	東日本大震災の被災地を食料生産地域として再生するため、地域の経営体と協力し、先端技術を駆使した大規模実証研究を、被災各県の状況に応じ実施する。	○平成25年6月に、福島県内における農業・農村分野の研究実証課題を設定し、研究課題の公募を行った。応募のあった研究課題の中から、被災地のニーズに応じた研究課題を決定するために、7月に審査委員会を開催し、トルコギキョウの水耕栽培による周年安定生産技術や放射性物質モニタリング技術等を活用した野菜苗の高付加価値生産技術の実証などの研究課題を採択した。その後、8月に外部有識者等からなる運営委員会により研究実施計画が諮られた後、契約の締結を行い、実証研究に着手した。	○研究実証地区の設定等、地元との調整を経た後、実証研究を開始する。 ※研究期間は平成29年度までとなっているが、実証により得られた個別技術の導入効果については、最終年度を待つことなく、速やかに農業者へ提示する。
34	先端農業産業化システム実証事業 (経済産業省)	被災地において、商工業の技術・ノウハウと農業の連携による、先端技術を活用した収益性の高い農業システム等の実証事業を補助する。	○平成25年5月15日～6月5日にかけて事業を公募し、7月2日に10件の事業を採択・公表。 ○採択事業では、例えば、人工透析患者等、カリウムの摂取制限のある方が生でも食べられるカリウム含有率の低い野菜の生産について、先端的な技術を導入して、高付加価値で収益性の高い植物工場ビジネスモデルを実証する事業を行っている。	○各事業の進捗状況を把握しながら事業化に向けた実証事業の着実な実施を図るとともに、これら事業のPRを積極的に推進する。
35	被災地で製造されたレトルト品の調達 (防衛省)	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。	○防衛省では、年2回レトルト品の調達を実施しているが、このうち上期について、被災地の工場で製造されたレトルト品の調達数量を増加させた。 契約状況 : 6月20日入札、9月末納品 被災地工場産 : 約66万食(21献立中13献立) ※約4億2千万円	○引き続き下期についても、防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達数量を増加させ、調達を実施予定。 契約状況 : 11月中旬入札、3月末納品 被災地工場産 : 約43万食(21献立中13献立)
36	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与 (外務省)	東日本大震災の被災地において中小企業を含む製造業企業が生産を再開する中、途上国の要望を踏まえつつ、被災地産の工業用品等を供与することで、当該途上国の経済社会開発を支援するとともに、これら工業用品等について一定の需要を創出することを通じ、被災地の経済復興に貢献する。	○本件事業についてインドネシア政府及びチュニジア政府との間で、それぞれ交換公文(E/N)を締結した(計6億円)。 ○24年度中に途上国政府との間でE/N締結済みの案件につき、順次調達代理機関による入札公示を実施。	○在外公館を通じた途上国政府に対する要望調査の結果を踏まえ、本件事業を引き続き円滑に実施する。 ○調達代理機関による入札を通じた被災地製品の供与にあたっては、必要に応じ在外公館等を通じ支援を行う。

2. 国内外から被災地への誘客促進プロモーション等

37	福島県における観光関連復興支援事業 (国土交通省)	福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う。	○観光関連復興支援事業費補助金交付申請書提出(平成25年9月2日) ○補助金交付申請にかかる、福島県における観光関連復興支援事業検討会の実施(平成25年9月11日) ○補助金交付決定(平成25年9月18日)・・・事業費計354百万円、国庫補助金額計283百万円	○未執行分(約90,000千円)の追加交付決定を予定。
38	東北地域観光復興対策事業 (国土交通省)	復興の基盤が整いつつある太平洋沿岸エリアにおいて、復興のプロセスと連動して人的交流の促進を図るため、地域のニーズを十分把握した上で必要な受入体制の整備を行うとともに、震災の記憶を風化させることなく来訪者に伝える仕組みを構築する。また、東北地域における自立的な観光地域づくりに向けた取組の支援等をあわせて実施する。	①対象13地域への現地ヒアリング等による取組状況の確認及び地域ニーズの把握 ②太平洋沿岸エリア情報WEBサイト「東北物語」の構築(青森県、岩手県、宮城県、福島県の計13地域を対象) ③誘客イベント「復興商店街でつなぐ旅スタンプラリープラス」をNEXCO東日本等と共催(2013.4/27～2014.1/15) ④送客強化のためのモニターツアー支援(8/2募集開始)等	○観光客等を含む来訪者の受入体制構築(官民による取組推進組織の設立) ○情報の一元化による効果的な情報提供 ○地域ニーズに沿った送客支援による新たな旅行需要の創出等

39	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (国土交通省)	観光立国推進基本計画に定められた「平成28年:訪日外国人旅行者数1,800万人」の達成のため、10周年を迎える訪日旅行促進事業について、訪日個人旅行の促進、国際会議等のMICE誘致・開催の推進、送客元の多様化により、外的要因(震災や外交関係等)の影響を受けにくい訪日外客構造への転換を図るとともに、関係省庁、地方自治体、民間企業と連携したオールジャパンによる訪日促進や震災で傷ついたイメージの改善と競合国と差別化された訪日ブランドの強化等により、安定的で着実な訪日外国人旅行者数の増加に取り組む。	<p>○海外消費者向けには、 ・空間放射線量等についての日本政府観光局のHP上等により正確な情報発信を行った。 ・観光地としての魅力を訴求するため、東北地域へ海外のメディアの招聘を行った。</p> <p>○海外旅行会社向けには、 ・東北地域への招聘を行い、旅行商品の造成支援を行った。 ・海外旅行博等において、東北地域の観光情報の発信等を行った。</p> <p>海外政府等向けには ・日・ASEAN観光協力政策対話を東北地域で開催し、東北視察を通じ、正確な情報発信や魅力訴求を行った。</p> <p>○全体として、本年9月の訪日外国人旅行者数は、9月としては過去最高の前年同月比31.7%増の86.7万人となり、1～9月の合計は、前年同期比22.4%増の773.1万人となった。</p>	<p>○韓国において一般消費者向けに、食の安全性とともに、東北・北関東地域の魅力等の発信を行うイベントを開催する等震災の影響で下落した日本ブランドの価値を再び高め、韓国からの訪日旅行者数の早期回復及び拡大促進を図る。</p> <p>○東北地域への香港メディア招聘及び旅行会社との共同広告等事業を実施することにより、震災の影響で下落した日本ブランドの価値を再び高め、香港からの訪日旅行者数の早期回復及び拡大促進を図る。</p> <p>○台湾メディア・旅行会社の招聘及びFIT向け観光ツールの作成を実施することにより、震災の影響で下落した日本ブランドの価値を再び高め、台湾からの訪日旅行者数の早期回復及び拡大促進を図る。</p> <p>○韓国においては引き続き日本政府の取組や日本食品の安全性等に関する正確な情報発信を行う。</p>
40	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等 (外務省)	(独)国際交流基金の内外ネットワークを活用し、文化芸術活動等を通じて日本・被災地と海外を繋ぎ、日本が復興への道を歩む姿を発信するもの。	<p>○巡回展『3.11—東日本大震災の直後、建築家はどうか』『東北—風土・人・暮らし』『美しい東北の手仕事』計5セット(3種類)およびその関連講演会等の実施(巡回展開催都市計15都市、関連講演会実施計7都市)</p> <p>○震災復興ドキュメンタリー・劇映画等DVD上映会(計12都市・上映回数32回)</p> <p>○ニューオリンズ-宮城青少年ジャズ交流 米国公演(1件2都市)</p> <p>○『Fukushima — Epilog?』公演支援(1件1都市)</p>	<p>○巡回展『3.11—東日本大震災の直後、建築家はどうか』『東北—風土・人・暮らし』『美しい東北の手仕事』計5セット(3種類)およびその関連講演会等の実施(巡回展開催都市計11都市、関連講演会実施計3都市)</p> <p>○震災復興ドキュメンタリー・劇映画等DVD上映会(都市数・上映回数未定)</p> <p>○日中韓演劇共同制作『祝/言』公演(8都市)</p> <p>○『気仙川』英仏語版翻訳出版支援(1件)</p> <p>○震災復興に関する南米でのワークショップ(1件2都市)</p>
41	外国報道関係者招聘事業 (外務省)	世界各国の主要プレスの記者を対象に、各国個別もしくはグループで我が国に招聘し、取材の機会を与え、政府関係者によるブリーフィング等を実施することにより我が国政府の政策について理解を深めさせ、その成果を反映した報道記事等を通じて、諸外国国民の対日親近感を醸成し、正しい対日理解を推進させ、我が国外交政策の実現可能性を高め、また二国間関係を進化させることを目的とする。さらに、風評被害対策および日本再生の理解増進のための効果的な情報発信を実施。	○平成25年度上半期の招聘実績:グループ招聘は1件(TICAD Vをテーマとした招聘事業でアフリカ諸国等5カ国から5名を招聘し、宮城県仙台市の震災復興の様子を取材した)、個別招聘は14カ国14名を実施(うちベルギーの記者が宮城県仙台市、アルゼンチンの記者が福島県相馬市、ハンガリーが福島県南相馬市、エジプトの記者が福島原発被災者を取材した。今後、招へいを行う記者に、先方要望を踏まえ、可能な限り、震災復興の状況につき取材・発信を行わせる予定)。	○平成25年度下半期の招聘予定:グループ招聘は1件(ASEAN諸国等10カ国から10名を招聘予定。取材・取材先等は未定)、個別招聘は13カ国24名を実施予定(取材先等は未定)。
42	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信 (外務省)	海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」、日本紹介映像資料「ジャパン・ビデオ・ピックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。	○日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」のコンテンツの一つとして日本の夏祭りを取り上げ、東北地方の夏祭り(「ねぶた」、「竿燈」、「花笠まつり」)も紹介し、被災地の復興振りが感じられるものとした。	○引き続き、被災地の復興振りがアピールできるようなコンテンツの制作に努める。 なお、海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」第10号(9月30日発行)では、風評被害対策も念頭に「これが、ジャパン・クオリティ — 安心・安全を提供するニッポン」を特集。今後、在外公館を通じて各国に配布予定(20万部制作、「Web Japan」にも掲載予定)。
43	啓発派遣事業 (外務省)	我が国の有識者を海外に派遣し、我が国の政治、経済、社会情勢、派遣先国との二国間関係、国際関係等、我が国の政策や立場について講演会等を行い、日本外交への幅広い理解獲得を目指す事業。	○上期派遣件数は5件(内訳:大洋州1件、欧州4件)。我が国の平和安全保障に関する立場や考え方、経済情勢等について講演会等を実施。	○引き続き、我が国の政策や立場を各国に積極的に発信してもらう。またその中で講演内容に即した形で被災地の復興振りに触れてもらうよう努める。下期派遣件数は20件を予定。

44	在外公館文化事業 (外務省)	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。	<p>○平成25年度在外公館文化事業において、東日本大震災からの復興の状況を伝える写真展やドキュメンタリー映画上映を併せて実施したり、東北地方の産品、文化・風物等を紹介する事業を実施。(計26件:アジア2件,大洋州2件,欧州(露・中央アジア含む)10件,中東・アフリカ3件,中南米3件,北米6件)</p> <p>また、日本食紹介の事業についても、特別事業と位置づけて積極的な実施を奨励しており、多くの在外公館で実施されている。(計63件:アジア10件,大洋州3件,欧州(露・中央アジア含む)23件,中東・アフリカ5件,中南米10件,北米12件)</p>	○下半期に取り組む事業については、今後、各公館にて計画する具体的な事業について、個別に実施可能性を検討する。(在外公館は、原則的に、事業実施の1ヶ月前までに必要経費等の申請を行い、本省にて承認の可否を検討する。)
45	三陸復興国立公園再編成等推進事業 (環境省)	東北太平洋岸の自然公園を再編した「三陸復興国立公園」の創設と公園利用施設の整備を行うとともに、東北海岸トレイルの設定、エコツーリズムの推進、自然環境の再生、環境教育の推進、自然環境モニタリングなどを通じて、被災地の復興に貢献するとともに、自然と共生する地域の実現を目指す。	<p>○平成25年5月に種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、新たに三陸復興国立公園を創設。</p> <p>○平成25年秋に一部開通予定(青森県八戸市～岩手県久慈市)である「みちのく潮風トレイル(東北海岸トレイル)」については、8月24、25日にイベントを開催。</p> <p>○東北沿岸5地域(岩手県洋野町・久慈市、山田町、宮城県気仙沼市、塩竈市、福島県相馬市)で実施している復興エコツーリズムについては、8月に1地域(相馬市松川浦)においてモニターツアーを実施。</p>	<p>○「みちのく潮風トレイル」については青森県八戸市から岩手県久慈市間のトレイルを開通する。</p> <p>○三陸復興国立公園に南三陸金華山国定公園を編入するための調整を進める。</p> <p>○11月に仙台で開催されるアジア国立公園会議で、三陸復興国立公園の取組を世界に発信。</p>